○住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付要綱

平成29年３月24日告示第12号

住宅・建築物耐震改修促進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、耐震改修の実施の促進を図り、地震による建築物の倒壊の被害を防止し、及び居住者の生命を守るため、建築物の所有者が行う住宅・建築物の耐震補強等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて補助金等交付規則（昭和47年阿南町規則第５号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(１)　既存木造住宅　次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

ア　昭和56年５月31日以前に着工された住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の２分の１未満のものに限る。）を含む。以下同じ。）

イ　木造在来工法の住宅

ウ　長屋、共同住宅及び賃貸住宅以外の個人所有の住宅

エ　通年居住している住宅

(２)　耐震診断　建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（平成18年国土交通省告示第184号）に定めるところにより、地震に対する安全性を評価することをいう。

(３)　長野県木造住宅耐震診断士（以下「診断士」という。）　長野県知事の備える長野県木造住宅耐震診断士登録名簿に登録された者をいう。

(４)　長野県建築物構造専門委員会　既存木造住宅において行う耐震補強工事の性能を評価するため、長野県が設置する委員会をいう。

(５)　総合評点　既存木造住宅の耐震診断により得られた上部構造評点をいい、その判定区分は別表１による。

(６)　耐震シェルター等　地震時に住宅の倒壊から生命を守るため、住宅内部に組み立てる箱型の耐震装置及び上部保護機能があるベッドで、地震時の住宅の倒壊に耐え得る堅固な構造を有するものとして、町が推奨しているもの

（補助対象事業の種類及び交付対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げるとおりとし、補助金の交付の対象となる者は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(１)　既存木造住宅耐震補強事業　耐震診断士派遣事業実施要綱（平成29年阿南町告示第12号）の規定に基づく耐震診断（以下「耐震診断要綱による耐震診断」という。）を実施した既存木造住宅について、耐震補強工事を行う当該既存木造住宅の所有者で、補助金の交付申請を行う日の属する年の前年の所得が、別表２に規定する額以下である者

(２)　耐震シェルター等設置事業　耐震診断要綱による耐震診断を実施した既存木造住宅について、耐震シェルター等の設置を行う当該既存木造住宅の所有者で、補助金の交付申請を行う日の属する年の前年の所得が、別表２に規定する額以下である者

（補助対象事業の経費及び補助率）

第４条　補助金の交付の対象となる事業の対象経費及び補助率は、別表３のとおりとする。

２　前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を補助額とする。

（補助金交付の条件）

第５条　補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

(１)　阿南町の住民基本台帳に登録され、現に阿南町に居住していること。

(２)　前条に規定する補助対象建築物の所有者又は所有者と同一世帯で生計を一つにする世帯主であること。

(３)　申請時において、既存木造住宅の所有者及び同一世帯に属する者全員が町税等の滞納がないこと。

(４)　過去にこの要綱により補助金の交付を受けた耐震補強工事又は耐震シェルター等設置ではないこと。

(５)　建築物の売買を目的とする耐震補強工事又は耐震シェルター等設置ではないこと。

(６)　補助対象事業を補助金交付決定後に着手し、補助金交付決定の日の属する会計年度の３月末日までに補助金実績報告書を提出できること。

（補助金の申請等）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、住宅・建築物耐震改修等促進事業補助金交付申請書（様式第１号）に、別に定める関係書類を添付して、町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第７条　町長は前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付を決定し、住宅・建築物耐震改修等促進事業補助金交付決定通知書（様式第２号）により、申請者に通知するものとする。

（計画の変更等）

第８条　申請者は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ住宅・建築物耐震改修等促進事業変更承認申請書（様式第３号）に変更後の関係書類を添付して町長に提出しなければならない。

(１)　施工箇所及び施工方法の方法

(２)　補助対象経費の額又は補助金額の変更

２　町長は、前項の変更申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、住宅・建築物耐震改修等促進事業変更承認通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

３　申請者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに住宅・建築物耐震改修等促進事業遅滞等報告書（様式第５号）を町長に提出し、その指示を受けなければならない。

４　町長は、前項の規定による報告書が提出されたときは、その内容を確認し、指示書（様式第６号）により申請者に指示するものとする。

（事前着手の禁止）

第９条　申請者は第７条に規定する補助金交付決定又は前条第２項に規定する通知があるまでは、補助事業に着手してはならない。

（補助事業の中止又は廃止）

第10条　申請者は補助事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに住宅・建築物耐震改修等促進事業中止（廃止）届（様式第７号）を町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条　申請者は、補助事業が完了したときは、住宅・建築物耐震改修等促進事業完了実績報告書（様式第８号）に別に定める関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

２　前項の実績報告は、補助事業の完了日から起算して30日を経過する日又は補助金交付決定の日の属する会計年度の３月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（完了検査）

第12条　町長は前条の規定による実績報告があったときは、検査員そ指名しこれを検査させる。

２　検査員は、検査の内容を完了検査復命書に記入する。

３　検査員は検査により不備が判明したときは、検査結果不備事項通知書により申請者に通知する。

（補助金の額の確定）

第13条　町長は、第11条の規定により完了実績報告を受けた場合は、その内容の審査及び前条に規定する完了検査の結果に基づき、内容を適当と認めたときは、補助金の額を確定し、住宅・建築物耐震改修等促進事業補助金交付確定通知書（様式第９号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条　申請者は、前条の通知を受けた日から起算して10日以内に住宅・建築物耐震改修等促進事業補助金支払請求書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の取消し）

第15条　町長は申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取消すものとする。

(１)　虚偽の申請その他の不正な行為により、補助金の交付を受けたとき。

(２)　補助金の交付決定内容、これに付した条件、この要綱その他法令に違反したとき。

(３)　第12条第３項の規定による不備事項の改善を行わないとき。

（補助金の返還）

第16条　町長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、その取消しに係る補助金について、期限を定めて返還を求めるものとする。

（添付書類）

第17条　この要綱に規定する交付申請等における添付書類は、別表４に掲げるものとする。

（書類の整理等）

第18条　申請者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等関係書類を整理しなければならない。

（補則）

第19条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成29年４月１日から施行する。

（木造住宅耐震補強補助事業補助金交付要綱の廃止）

２　木造住宅耐震補強補助事業補助金交付要綱（平成14年阿南町告示第９号）は廃止する。

別表１（第２条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 総合評点 | 判定 |
| 1.5以上 | 安全と思われます。 |
| 1.0以上1.5未満 | 一応安全と思われます。 |
| 0.7以上1.0未満 | やや危険です |
| 0.7未満 | 倒壊又は大破壊の危険があります。 |

別表２（第３条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 金額 |
| 給与所得のみの者 | 収入金額　1,442万円 |
| その他の者 | 所得金額　1,200万円 |

（備考）

１　「収入金額」とは、所得税法第28条に規定する給与等の収入金額をいう。

２　「所得金額」とは、所得税法に規定する不動産所得、事業所得及び給与所得の各金額を合計した額をいう。

別表３（第４条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 補助の対象 | 補助率 |
| 事業の種類 | 対象経費 |
| 既存木造住宅耐震補強事業 | 耐震診断要綱による耐震診断の総合評点が1.0未満の既存木造住宅について行う耐震補強工事（長野県建築物構造専門委員会において評価された工法を用いた工事を含む。）であって、工事後の総合評点が0.7以上かつ工事前の総合評点を超えるものに要する経費。 | 対象経費の２分の１以内。ただし、100万円を限度とする。 |
| 耐震シェルター等設置事業 | 耐震シェルター等の購入及び設置（耐震診断要綱による耐震診断の総合評点が1.0未満の既存木造住宅であって、１階に設置する場合に限る。）に要する経費。 | 対象経費の２分の１以内。ただし、20万円を限度とする。 |

別表４（第17条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 申請書の種類 | 添付書類 |
| 補助金交付申請書 | (１)　申請者及び同一世帯に属するもの全員の住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書(２)　固定資産税課税台帳の写しなど対象建築物の所有者を明らかにする書類(３)　申請者及び同一世帯に属するもの全員の納税等の状況を調査することに同意する承諾書(４)　対象事業に要する費用が確認できる見積書の写し(５)　昭和56年以前に建築したことを証明する書類で、下記のいずれかの書類の写しア　建築確認通知書イ　家屋の固定資産課税台帳登録証明書ウ　家屋の登記簿謄本(６)　診断士による耐震診断報告書の写し(７)　事業計画書(８)　位置図(９)　平面図（事業の実施前後が確認できる図面）(10)　その他町長が必要と認める書類 |
| 計画変更承認申請書 | (１)　補助金交付申請書添付書類のうち、計画変更に係るもの(２)　その他長著が必要と認める書類 |
| 完了実績報告書 | (１)　工事契約書及び領収書の写し(２)　施工箇所毎の施工中及び完了時の写真(３)　建築士の資格を有する者の確認を証するもの(４)　その他町長が必要と認める書類 |

様式　略